

## 和歌山海区漁業調整委員会の委員候補者の選定に関する要項

(趣旨)

第1 この要項は、和歌山海区漁業調整委員会の委員の任命に関する要綱（令和2年10月1日制定）第8条第2項の規定に基づき、和歌山海区漁業調整委員会の委員候補者（以下「候補者」という。）の選定に関し必要な事項を定めるものとする。

(選定方法)

- 第2 知事は、漁業者・漁業従事者委員、学識経験委員、中立委員の別に、候補者を選定するものとする。
- 2 知事は、推薦を受けた者及び応募した者の数が定数を超えた場合は、和歌山海区漁業調整委員会委員候補者選定基準（別紙）により候補者を選定するものとする。

附 則

この要項は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年8月15日から施行する。

(別紙)

## 和歌山海区漁業調整委員会候補者選定基準

### 1. 漁業法に定められた基準

- 1) 漁業法第 138 条第 4 項に該当しないこと
- 2) 漁業法第 138 条第 5 項の基準を満たすこと
- 3) 漁業法第 138 条第 7 項の基準を満たすこと
- 4) 漁業法第 140 条の基準を満たすこと
- 5) 漁業法第 138 条第 8 項に配慮すること
  - (1) 性別に著しい偏りが生じないように配慮する
  - (2) 年齢に著しい偏りが生じないように配慮する

### 2. 県が定める基準

#### 1) 委員にふさわしくない者の基準

- (1) 和歌山県暴力団排除条例第 2 条第 3 号の暴力団員等又は同条第 1 号の暴力団若しくは同条第 2 号の暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 以下のいずれかに該当する者
  - ア 漁業に関する見識が低く、適切な判断の下に漁業調整に取り組むことが期待できない者
  - イ 漁業者・漁業従事者と協調性をもって誠実に漁業調整に取り組むことが期待できない者
  - ウ 公正・公平な観点で漁業調整に取り組むことが期待できない者

#### 2) 委員の区分別基準

##### (1) 漁業者・漁業従事者委員の基準

- ア 推薦人の数、推薦団体の活動内容・属性、漁業調整の能力・経験等を考慮
- イ 地域的なバランスを考慮
- ウ 漁業種類に偏りがないかを考慮

##### (2) 学識経験委員の基準

- ア 資源管理及び漁業経営に関する研究業績のある者を優先
- イ 和歌山県の漁業に関係した研究業績のある者を優先

##### (3) 中立委員の基準

- ア 公益的な立場での貢献や漁業調整の能力・経験等を考慮
- イ 委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者

### 3. その他の基準

候補者の選定において、上記以外の基準が必要となった場合は、適時これを定める